

社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会
京田辺市災害ボランティアセンター設置要綱

(目的)

第1条 災害発生時の効果的な支援活動の推進及び平常時における関係機関・団体との連携、情報共有など災害に強いネットワーク体制づくりを目的とし、京田辺市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(設置)

第2条 センターの事務所は、京田辺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に置く。

(事業)

第3条 センターが行う事業は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害ボランティア活動についての調査・研究及び研修・訓練の実施
- (2) 関係機関・団体とのネットワーク体制の構築
- (3) 災害ボランティア事前登録者の確保と育成
- (4) 災害ボランティア活動についての広報・啓発及び情報提供
- (5) センター運営にかかる資機材の整備
- (6) その他センターに必要と認められる活動

2 災害時は必要に応じて非常時体制に移行する。

3 非常時体制については、別に定める。

(組織及び運営)

第4条 センターにセンター長及びセンター長補佐を置く。

2 センター長は、本会事務局長をもって充て、センターを総括する。

3 センター長補佐は、本会ふれあい福祉課長をもって充て、センター長を補佐する。

4 センターの運営は、関係機関・団体で構成する運営委員会（以下「委員会」という。）によって行うものとする。

5 委員会については、別に定める。

(事務)

第5条 センターの事務は、本会ふれあい福祉課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年9月24日から施行する。